

平成29年第2回水戸市議会定例会

請願陳情文書表

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付託委員会
第 2 号	29. 5 . 10	精神障害者に対する公共交通運賃割引制度の適用を求める請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念を定めている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行され、平成27年には、障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例が施行されており、共生社会への法整備は着実に前進している。精神障害者の家族会の全国調査では、家族の高齢化などにより障害者を家族だけで支えることが限界に達しようとしており、障害者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。鉄道、バスを初めとする公共交通機関においては、国が身体障害者及び知的障害者に対する運賃割引制度を設けているが、精神障害者は対象としておらず、同じ障害者でありながら身体障害者及び知的障害者とは大きな格差が生じている。さらに、道路交通法が改正され、運転免許の取得・更新時に自動車の運転に支障を及ぼしかねない病状の申告が義務となったことにより、公共交通機関を利用せざるを得ない精神障害者が増加しているものと思われる。</p> <p>よって、こうした観点から、精神障害者に対する公共交通運賃割引制度については、早急に身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とするよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国会または関係行政庁へ意見書を提出していただくよう請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <p>1 精神障害者に対して公共交通運賃割引制度を適用するよう国への意見書提出を求める。</p>	鈴木 宣子 大津 亮一 栗原 文隆 黒木 勇 田口 米蔵 小川 勝夫 渡辺 政明 須田 浩和 五十嵐 博 伊藤 充朗 安藏 栄 高橋 丈夫 袴塚 孝雄 松本 勝久	文 教 社 福 社
第 3 号	29. 5 . 29	国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>住民の生活向上と福祉増進のための日ごろの御尽力に感謝申し上げます。さて、公的年金は高齢者世帯の老後の生活保障の柱となっている。現在、年金の支給は隔月となっているが、欧米諸国では毎月支給を実施しているところが多く、私たちの生活も月単位で営ま</p>	土田記代美 田中 真己 中庭 次男	文 教 社 福 社

受理番号	受理年月日	件名	要旨	紹介議員	付託委員会
			<p>れている。年金の毎月支給は計画的な生活の成り立ちにとって焦眉の急である。また、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、支給開始までの無収入者が生じることとなり重大な問題である。このことは、高齢者だけの問題ではなく、若い人の年金に対する不信感を増長し、年金制度への信頼を低下させることにもつながる。年金給付額の伸びを物価や賃金の上昇よりも低く抑えるマクロ経済スライドは、年金額を30年にもわたって削減する仕組みで容認することはできない。これでは、老後の暮らしは成り立たない。年金は、そのほとんどが消費に回るため、年金引き下げは、消費や税金など地域経済と地方財政に大きな影響を与える。年金がふえれば地域の消費もふえ、地方税金が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になる。私たち年金者組合は、高齢者が健康で長生きできること、地域のつながりとまちづくりに貢献できることを願っている。</p> <p>ついては、年金にかかわる私たちの切実な要求である下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国会及び政府関係省庁に意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年金の隔月支給を国際標準の毎月支給に改めること。 2 年金支給開始年齢の引き上げはやめること。 3 年金を毎年下げ続けるマクロ経済スライドは廃止すること。 		

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 2 号	29.6.1	「運転開始から40年を超えた東海第二原子力発電所の運転期間延長を行わないことを求める」意見書を提出することを求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>私たちが暮らす茨城県には、運転開始から38年になる東海第二原子力発電所（以下、東海第二原発）があり、東日本大震災により破損し停止しているが、日本原子力発電株式会社（以下、日本原電）は、2014年5月、再稼働に向けて原子力規制委員会に適合性審査の申請を提出し、現在審査中である。そして、2018年11月をもって運転開始から40年となる。原子炉等規制法で定められた原発の寿命は原則40年である。そのような中、日本原電には運転期間延長認可制度への申請の動きがある（東海第二原発の延長申請が必要となる期間は2017年8月28日から11月28日までの3カ月間）。東海第二原発は、老朽化している上に被災し、停止中も放射性液漏れ事故等が続いた。また、30キロメートル圏に生活する約100万人の現実的な避難計画の策定も困難をきわめている中、運転期間20年延長の動きに周辺住民は不安を募らせている。茨城大学地域社会と原子力調査チームが2016年に茨城県内の原発立地・周辺自治体住民を対象に行ったアンケート調査によると、「老朽化した原子炉を使い続けるのは非常に危険である」という質問に対する回答は「そう思う」が65.1%、「どちらかと言えばそう思う」が18.0%であった（地域社会と原子力に関するアンケート調査Ⅶ（2016年度調査）結果の概要）。水戸市議会では平成24年第2回定例会において、東海第二原発について再稼働しないことや廃炉にすることを求める意見書提出を求める市民からの請願3件と陳情2件を趣旨採択とし、議員提出の安全で持続可能なエネルギー政策の確立を求める意見書が可決された。その意見書には、「東海第二原子力発電所については、設置からすでに33年が経過し、老朽化が進んでいることから、安易な再稼働を行うことなく」（平成24年6月26日当時）と明記され、「原子力に依存しない社会への移行を目指し、原子力発電への依存を減らすための代替エネルギーの確保と、再生可能エネルギー等の新エネルギー導入促進のために必要な施策をより積極的に推進すること」を政府に強く要望する内容になっている。運転開始から40年を経た原子力発電所の運転期間の延長を行わないことを求める。また、国策として進めてきた原発政策であるため、国は東海第二原発を再稼働せず、国の責任で原発にかわる地域経済振興支援を行うことを求める。</p> <p>以上を踏まえ、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、</p>	総務 環境

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>国会または関係行政庁へ意見書を提出していただくよう陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運転開始から40年を超えた東海第二原子力発電所の運転期間延長を行わないこと。 2 東海第二原子力発電所を再稼働せず、国の責任で原発にかわる地域経済振興支援を行うこと。 	